

第44回バトントワーリング関西大会

<実施規定>

1. 出場資格

(1) 全国大会選考の部

I. 学校部門においては、**2022年9月1日**までに、一般社団法人日本バトン協会の小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分に団体加盟登録していること。会員組織規定に準じる。

① 大会には団体加盟登録している団体名、構成員登録名で出場すること。

② 出場メンバー（補欠2名を含む）は、当該学校団体の在籍学生で、**2022年9月1日**までに当該学校団体構成員登録していること。

●**ポンポン編成については、第50回バトントワーリング全国大会への出場資格があること。**

（第50回バトントワーリング全国大会 実施要項 学校部門 実施規定 参照）

II. 一般部門においては、**2022年9月1日**までに、一般社団法人日本バトン協会の一般区分として団体加盟登録していること。会員組織規定に準じる。

① 大会には団体加盟登録している団体名、構成員登録名で出場すること。

② 出場メンバー（補欠2名を含む）は、**2022年9月1日**までに当該一般団体に構成員登録していること。

●**エンターテイメント編成については、第50回バトントワーリング全国大会への出場資格があること。**

（第50回バトントワーリング全国大会 実施要項 一般部門 実施規定 参照）

※**ポンポン編成・エンターテイメント編成で第50回バトントワーリング全国大会に出場予定の団体は、本大会全国選考の部への出場を必須とする。**

(2) 関西大会の部

2022年9月1日までに、一般社団法人日本バトン協会に団体加盟登録していること。会員組織規定に準じる。

(3) 府県協会より推薦された部（全国大会選考の部・関西大会の部）・構成・編成であること。

(4) 全国大会選考の部においては、1登録団体及び構成員登録者の学校部門への関西大会の出場は1回とする。

また、1登録団体及び構成員登録者の一般部門への関西大会の出場は1回とする。

関西大会の部においては、1団体及び構成員登録者の複数チーム出場は可とする。

(5) 大会参加に関わる手続き及び提出期限を守ること。

※出場メンバー登録書について

(ア) 出場メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。

(イ) 出場メンバー数は、申請した人数内であること。

(ウ) 登録補欠メンバーとして2名までおくことができる。

(エ) 出場メンバーの変更は登録補欠メンバーであること。

2. 構成

(1) 全国大会選考の部

「学校部門」 第50回バトントワーリング全国大会 実施要項、学校部門 実施規定3.構成に準じる。

「一般部門」 第50回バトントワーリング全国大会 実施要項、一般部門 実施規定3.構成に準じる。

(2) 関西大会の部

① 人数は3名以上とする。

② 構成は以下の通りとする。

小学生以下の部	小学生以下の構成員登録者
中学生以下の部	中学生以下の構成員登録者
高校生以下の部	高校生以下の構成員登録者
一般の部	構成員登録者（年齢区分を設けない）

3. 演技

(1) 演技

① 手具、衣装、使用曲等の演技に関わるすべてにおいて国歌、国歌を編集された楽曲及び国旗の使用は不可とする。

(2) 手具

【手具における詳細及び定義】

「手具」バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技するもの。

※武器及び宗教的なイメージを与える物には配慮すること。

I. 全国大会選考の部 学校部門

① バトン編成

(ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。

(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

② ポンポン編成

(ア) 1人1組（2個）のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成であること。

(イ) レギュラーバトンの使用は可とする。

(ウ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

II. 全国大会選考の部 一般部門

① バトン編成

(ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。

(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

② エンターテイメント編成

(ア) 2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を主体とした編成であること。

(イ) レギュラーバトンの使用は可とする。

(ウ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

III. 関西大会の部

① バトン編成

(ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。

(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

② ポンポン編成

(ア) 1人1組（2個）のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成であること。

(イ) レギュラーバトンの使用は可とする。

(ウ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

③ エンターテイメント編成

(ア) 2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を主体とした編成であること。

(イ) レギュラーバトンの使用可とする。

(ウ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

[補足]

「器 物」 バトン・ポンポン・手具・コスチューム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものを総称したもの。 **※器物の使用は不可とする。**

「特殊効果」 乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いた全てのもの。 **※特殊効果の使用は不可とする。**

(3) 使用曲

① 使用曲は自由とする。

② 使用曲の長さは以下の通りとする。

・全国大会選考の部

小学校・中学校・U-12・U-15 3分00秒以内 (過分5秒可)

高等学校の部・大学の部・U-18・OPEN 3分30秒以内 (過分5秒可)

・関西大会の部

小学生以下の部・中学生以下の部 3分00秒以内 (過分5秒可)

高校生以下の部・一般の部 3分30秒以内 (過分5秒可)

(4) 演技フロア

① 演技フロアは縦2.5m・横3.0mとする。

② 演技フロアの入場は出場メンバーのみとする。

(5) 入退場

① 演技フロアへの入退場は実行委員会が指定した入場口より入場し、退場口より退場すること。

(ア) 係員の合図に従い、速やかに入場すること。

(イ) 入場口の再入場・追加入場は禁止する。

※ 正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(6) 計 時

① 演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、以下の通りとする。

(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場口を通過した時点までとする。)

・全国大会選考の部

小学校・中学校・U-12・U-15 4分00秒以内

高等学校の部・大学の部・U-18・OPEN 4分30秒以内

・関西大会の部

小学生以下の部・中学生以下の部 4分00秒以内

高校生以下の部・一般の部 4分30秒以内

② 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

※登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

4. 審査員・審判員

(1) 審査員の人数は5名、審判員は2名以内とする。

(2) 審査員は作品完成度、全体的効果、パフォーマンスに関する事項を総合的に審査する。

(3) 審判員は規定に反した場合、警告をする。

5. 成 績

(1) 審査は各審査員が100点にて採点し得点とする。

(2) 成績は全審査員の得点の最高点と最低点をカットした平均点とする。

6. 表彰

成績により金賞、銀賞、銅賞の各賞を授与する。

(1) 全国大会選考の部

金賞 85点以上 銀賞 70点以上85点未満 銅賞 70点未満

(2) 関西大会の部

金賞 80点以上 銀賞 65点以上80点未満 銅賞 65点未満

7. 全国大会推薦方法

① 得点の席次点の最高点と最低点をカットした合計により推薦する。

② 席次点が同点の場合は下記の順序により推薦する。

ア) 全審査員の席次点合計

イ) 得点の最高点と最低点をカットした合計点

ウ) 全審査員の点数合計

※全国大会推薦枠については、決定次第お知らせします。

8. 罰則

(1) 参加不可

① 『1. 出場資格』規定に反した場合は、参加資格を失うこともある。

(2) 警告

① 『2. 構成』規定に反した場合。

② 『3. 演技』規定に反した場合。

③ 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

④ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

*上記に該当した団体は、実行委員長より警告書を提示する。

(3) 注意

① 『10. その他』規定に反した場合。

② 他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合。

③ 演技中に危険な行為のあった場合。

*上記に該当した団体は、実行委員長より注意書を提示する。

9. 大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

音楽著作権使用許諾のある曲以外（自作曲を除く）は使用できません。

(1) 音楽著作権使用許諾申請について

使用曲には音楽著作権使用許諾の申請が必要です。

①使用曲の音源（全曲）については、各団体の責任において直接版權を持っている出版元に音楽使用許諾を行ってください。

②許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。

③自作曲の場合は、適用除外となります。

④府県大会において許諾が取れていても、関西大会の許諾は必ず取ってください。

尚、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC（日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接お問い合わせください。（使用料等の金額並びに支払方法を提示される事があります）

大会で使用した曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(2) 参加手続きに関する提出書類

①「音楽著作権使用許諾確認書(書式7(1))」の提出

使用許諾の状況により、下記の添付書類のデータ提出が必要です。

①条件なしで許諾された

版元より出される確認書の写しまたは各団体で作成した確認書を添付

②条件ありで許諾された(無料)

版元より出される許諾を証明する書類の写しを添付

③条件ありで許諾された(有料)

版元より出される許諾を証明する書類の写し及び領収書・振込控等(コピー可)を添付

④許諾の必要がない(自作曲等)

書類添付の必要なし

尚、「各団体で作成した確認書」又は「著作権を所有している団体で公式の許諾用書式がない場合」には以下を明記の上作成し提出してください。

- ・ 著作権所有の正式団体名
- ・ 住所
- ・ 電話番号/メールアドレス
- ・ 担当者名
- ・ 許諾に関する対応をされた期日

②「演奏利用明細書」は関西大会開催事務局で取り扱います。必要事項を記入し提出してください。申込者名は必ず登録団体名をお願いします。

③「録音利用明細書」については、府県大会において申請してください。

関西大会事務局では取り扱いません。

10. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 納入された大会参加費は返却しない。
- (3) 出場メンバー数の変更が有る場合は、当日代表者受付にて出場メンバー変更届を提出すること。
- (4) 登録申請人数内であれば減ることは認める。
- (5) 大会諸注意等は、メールにて送信する。
- (6) 演技順は実行委員会にて抽選し決定する。